

# 定期検査手数料表

山形県条例第8号 (山形県手数料条例 平成12年4月1日施行)  
 ( " " 平成26年4月1日改正)  
 ( " " 令和元年10月1日改正)

## 【集合検査】

種類	能力	金額(円)
	指示はかり	100kg 以下のもの 500
	〔バネはかり〕 〔振子はかり〕	250kg 以下のもの 900
		500kg 以下のもの 1,600
		1t 以下のもの 2,200
	台手動はかり (台はかり)	100kg 以下のもの 550
	(注)おもり付きでないもの 150kg以下のもの50円減額 150kgを超え1t以下のもの60円減額	150kg 以下のもの 950
		250kg 以下のもの 960
		500kg 以下のもの 1,660
		1t 以下のもの 2,260
	不等比皿手動はかり (皿はかり)	100kg 以下のもの 550
	(注)おもり付きでないものは50円減額	
	棒はかり	310
	直線目盛指示はかり (直目)	300
	等比皿手動はかり (等比皿)	100kg 以下のもの 620
	手動指示併用はかり (指示併用)	100kg 以下のもの 550
	(注)分銅付きでないものは50円減額	
	手動天びん	100kg 以下のもの 620
	電気式はかり	100kg 以下のもの 1,400
	〔電気抵抗線式はかり〕 〔誘電式はかり〕 〔電磁式はかり〕 〔その他の電気式はかり〕	250kg 以下のもの 1,800
		500kg 以下のもの 2,300
		1t 以下のもの 3,200

【留意事項】※次の場合については、所在場所定期検査となります。(裏面、特定計量器検査料参照)

- (1) 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難な場合 【例】ひょう量1tを超えるはかり、特殊なはかりなど
- (2) その構造上、運搬することにより、破損又は精度が落ちるおそれがある場合 【例】目量の数が6,000を超える高精度のはかりなど
- (3) 土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難な場合 【例】自動包装値付機はかり、トラックスケールなど
- (4) 受検計量器の数が多く、使用者が所在場所での検査を希望する場合 など

山形県指定定期検査機関 一般社団法人山形県計量協会 山形市松栄二丁目2番1号

TEL (023)-644-9811  
 FAX (023)-644-9810

# 特 定 計 量 器 検 査 料

【所在場所定期検査・計量証明検査・依頼検査】

(消費税込)

種 類	能 力	検査料(円)	備 考			
電 気 式 は か り	電気抵抗線式はかり	30kg 以下 100kg 以下	2,530 2,970			
	誘電式はかり	250kg 以下 500kg 以下	3,410 4,840			
	電磁式はかり	1t 以下 2t 以下	7,260 11,770			
	その他の電気式はかり	5t 以下	15,620			
	機 械 式 は か り	等比皿手動はかり	20kg 以下		1,100	
		指示併用はかり	50kg 以下 100kg 以下		1,430 1,980	
指示はかり		150kg 以下 250kg 以下	2,530 3,300			
皿手動はかり		500kg 以下	4,730			
台手動はかり		1t 以下 2t 以下	7,260 11,770			
手動天びん		5t 以下	15,620			
棒はかり		50kg 以下 50kg を超えるもの	940 1,160			
		直線目盛指示はかり	50kg 以下		610	
大 型 は か り	5tを超える 運搬車両はかり	10t 以下	20,570	検査分銅運搬費は 別途金額加算		
		20t 以下	26,180			
		30t 以下	30,690			
		40t 以下	33,990			
		50t 以下	44,660			
		50t を超えるもの	68,970			
上記全種類		最小目量または感量がひょう量の1/10,000未満	上記検査料の2倍			
皮革面積計		15,400				

●検査分銅運搬費 中型はかり(300kg以上5t以下)

下記金額を加算します。但し300kg未満については原則として加算しない。

(300kg以上500kg以下3,300円、500kgを超え1t以下5,500円、1tを超え2t以下11,000円、2tを超え5t以下16,500円)

●支払方法 検査料等は現金払いを原則とします。但し請求手続により後日支払を申しでた場合は、検査が終った日から10日以内に、下記口座に振込んでください。

山形銀行南館支店 (普通)No. 0101834  
 荘内銀行山形営業部(普通)No. 129732

郵便振替 02490-0-957

山形県指定定期検査機関・指定計量証明検査機関  
 山形市指定定期検査機関

一般社団法人 山形県計量協会

山形市松栄二丁目2番1号  
 TEL (023)644-9811  
 FAX (023)644-9810